

## 苜田町女性の活躍推進優良事業者表彰実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、苜田町総合計画及び苜田町男女共同参画行動計画の理念に基づき、男女共同参画社会の実現に向けた女性の育成・登用や職場環境の改善等、女性の活躍に積極的に取り組む事業者に対して表彰を行い、その取り組みを広く町民や他の事業者等に周知することにより、町内における女性の活躍を一層推進することを目的とする

### (定義)

第2条 この要綱において「事業者」とは、営利企業、公営法人、特定非営利活動法人、個人商店等をいう。

2 この要綱において「事業所」とは、本店、支店、営業所等、対外的に独立して事業活動を営んでいると認められるものをいう。

### (表彰の対象事業者)

第3条 女性の活躍推進優良事業者表彰（以下「表彰」という。）の対象は、次の要件に該当するものとする。

(1) 町内に事業所を有する事業者

(2) 次に掲げる項目で、女性の活躍のための取り組みを行っており、他の模範となると認められるもの

1 意識改革の取り組み

2 ワークライフバランス啓発推進

3 女性の積極的採用、人材育成、管理職への積極的登用

4 その他女性の活躍推進のための取り組み

(3) 苜田町暴力団排除条例（平成22年苜田町条例第10号）第2条第1項に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は同条例第2条第2項に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でない事業者、若しくは暴力団及び暴力団員と密接な関係を有しない事業者

### (募集及び申請方法)

第4条 表彰の募集は、町ホームページ等の広報媒体を通じて公募する。

2 表彰は、表彰を受けようとする事業者からの応募又は関係団体からの推薦によるものとし、苜田町女性の活躍推進優良事業者表彰応募（推薦）申請書（別紙様式）（以下「申請書」という。）にその活動内容等が記された関係書類等を添えて、町長に提出するものとする。

### (被表彰事業者の選考)

第5条 被表彰事業者の選考については、苜田町男女共同参画審議会内に設けた女性の活躍推進優良事業者表彰選考委員会（以下「選考委員会」という。）にて行う。

(審査及び表彰)

第6条 選考委員会は、第4条第2項の規定に基づき申請のあった事業者について、提出された申請書および関係資料を審査し、必要に応じてヒアリングや現地調査を行った上で、その調査結果を町長に報告するものとする。

2 町長は、事業者が第3条に規定する要件を満たしていることを確認した上で、選考委員会からの報告に基づいて、事業者への表彰を行う。

(被表彰事業者への支援)

第7条 町長は、表彰を行った事業者の取り組みや活動等について、町の広報誌やホームページ、その他の媒体を通じて広く内外に紹介する。

(庶務)

第8条 この要綱に関する事務は、住民課人権男女共同参画室が行う。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附則

この要綱は、令和4年10月20日から施行する。